

香社協要綱第 15 号

社会福祉法人香美町社会福祉協議会地域づくり人づくり応援助成事業実施要綱

(事業の目的)

第 1 条 この助成事業は、『じぶんの町を良くするしくみ』という共同募金の主旨を活かし、香美町社会福祉協議会の基本理念「ささえあい安心して暮らせるまちづくり」に沿った取り組みを進めることを目的に、共同募金の配分金の一部を財源として公募で行う助成事業を実施するとともに、共同募金への理解の拡大を目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は香美町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成金の交付対象)

第 3 条 助成金の交付対象は、香美町内で活動する非営利の次の団体とする。

- (1) 法人格を持たない任意団体
- (2) 特定非営利活動法人

(助成金の交付対象とする事業)

第 4 条 助成金の交付対象とする事業は、香美町内で実施する次のものとする。

- (1) 地域住民を対象とし、住民の福祉意識を高める事業
- (2) 前号の活動の発展のために必要な資機材の購入

2 前項の事業実施に際し、事業名称や案内・パンフレット等に共同募金の配分金充当であることを明記することとする。

3 次の経費は交付対象としない。

- (1) 会員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費
- (2) 不動産の購入や光熱水費等の団体運営にかかる経費
- (3) その他、事業経費として不相当と会長が認める経費

(助成金の交付金額)

第 5 条 助成金の交付金額は、予算の範囲内を限度とし、1 団体につき最高 10 万円とする。

ただし、審査会において、活動が顕著であり、地域福祉を推進する活動であると認められた団体についてはその限りでない。

(助成対象団体の募集)

第 6 条 助成対象団体の募集は、公募により行う。ただし、前年度に本助成金の交付を受けた団体を除く。

(申請期間)

第 7 条 本事業の申請期間は、毎年 4 月 1 日～同年 5 月 31 日までとする。

(対象事業実施期間)

第 8 条 対象となる事業の実施期間は、当該年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とする。

(審査)

第 9 条 審査は、次の第一次審査から第三次審査までとし、審査基準については、本会会長が別に定める。

- (1) 第一次審査 書類選考

- (2) 第二次審査 計画概要説明会
- (3) 第三次審査 助成額の査定
(審査員)

第10条 審査員は、次の各号に当てはまる者若干名で構成し、本会理事を審査員長とする。

- 2 審査員の任期は2ヶ年とし、本会会長が委嘱する。
- 3 審査員は、第二次審査以降の審査を行い、第一次審査は書類審査とし本会事務局で行う。
 - (1) 香美町民生委員・児童委員
 - (2) 香美町内の区長（自治会長）
 - (3) 香美町社会福祉協議会理事
 - (4) 学識経験者(申請手続き)

第11条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、「地域づくり人づくり応援助成事業申請書」を本会会長に提出する。

（審査結果通知並びに助成決定通知）

第12条 本会会長は、第一次審査の結果を審査結果通知書により申請団体に通知する。

- 2 第二次・第三次審査の結果は、審査会場にて公表するとともに、後日通知する。
(事業報告)

第13条 助成を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に「事業報告書」を本会会長へ提出しなければならない。

（助成金の返還）

第14条 本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 本実施要綱の規定に違反したとき
(その他)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月18日より施行する。
- 2 ただし、平成24年度に限り、第7条の申請期間は、7月1日から8月31日とする。